

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会  
検討の方向性

令和3年11月15日

本特別部会では、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、これまでに計5回の議論を経て、検討を重ねてきたところである。この文書は、これまでの議論について、次のとおり認識を共有した上で、今後の検討の方向性を示すものである。

**I. これまでの議論の整理**

(教師個人と学校組織)

- これからの変化が激しく、予測することが困難な時代においては、教師が高い資質能力を身に付けるとともに、学校も、多様な教職員同士の関わり合いを軸に直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化していくことが強く求められる。
- 「教師個人」は、教員免許で担保される基礎的な資質能力を備えた上で、それを越えた強みや専門性を発揮することが求められる。
- 多様な教職員集団で構成される「学校組織」は、レジリエンスを発揮して、社会の急激な変化に対応できるようにするため、(児童生徒等を「自律的な学習者」として育成する)教師個人も自律的な学習者として主体性をもって学び続けることが重要である。
- 校務をつかさどる校長のリーダーシップの下、副校長・教頭、主幹教諭等がそれを補佐し、任された範囲においてそれぞれがリーダーシップを発揮しつつも、学校を支える全ての教師が、学校教育活動にそれぞれの強みや適性等を生かすことが期待される。その意味において、校長を含めた管理職その他の職場の上司は、強み等を背景に特定分野の学校教育活動を牽引する教師に対して、時にフォロワーシップを有することも重要である。

## (新たな教師の学びについて)

- 教師が、強みや専門性を発揮できるようにしていくためには、自らの人間性や創造性を高め、自身や所属する学校、そこで学ぶ子供達、地域社会のウェルビーイング (Well-being) を実現していけるように、目標や見通しを立て、学びを実践し、その成果を振り返るとともに、管理職を含む学校全体で共有するプロセスが重要である。その際には、管理職や同僚教員との対話を通じて、自らが担うべき役割の認識共有を図りつつ、主体性をもって学びの目標を設定し、必要な学びを選び取っていく行動が求められる。個別最適な学び、協働的な学びを通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒等の学びのみならず、教師の学びにも求められていると言える。こういった教師の学びの在り方は、経済協力開発機構 (OECD) の提唱するラーニング・コンパス (Learning Compass : 学びの羅針盤) 2030 とも通じると考えられる (※)。  
※例えば、見通し (Anticipation) ・行動 (Action) ・振り返り (Reflection) の AAR サイクル、変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力であるエージェンシー (Agency) など。
- 教師の学びも広く捉えることが必要であり、任命権者等の実施する研修の受講のみならず、教育経験・授業経験とその振り返りなど自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視した学びを蓄積していくことが求められる。
- また、レジリエンスを発揮して、社会の急激な変化に対応できるような教職員集団を構築し、その持続的な成長を促すためには、職場における心理的安全性が確保された下で、学校自体を、教師の学びのコミュニティと捉えて、自律的な研修組織として機能させていくことが重要である。

## (学校管理職に求められる役割)

- 校長等の管理職が、学校組織マネジメントや研修推進体制の観点から力を発揮し、教師個人、教職員集団全体の持続的な成長が可能となるよう、「教師同士の学び合い」の文化をつくり、教師それぞれの強みや専門性を引き出し、相互にかけ合わせることで、集団の力を最大限に高めていくことが必要である。
- 管理職に求められる基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教

育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、令和の日本型学校教育においては特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

### **（多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構成する人材の育成・確保）**

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向け、教壇に立つ上で最低限の能力を公証するという教員免許の基本的な性格を踏まえつつ、社会人等に対する教員免許の在り方、基礎的な資質能力を担保する教職課程の内容、強みや専門性を持った教師の育成・確保の在り方、養成・採用・研修を通じた大学・教職大学院と教育委員会との連携協働の在り方、教員採用選考試験の在り方を含め、入職ルートの多様化を見据えた優れた人材の育成・確保の在り方を検討する必要がある。

## **Ⅱ. 検討の方向性**

- Ⅰ. のこれまでの議論の整理も踏まえて、今後、次に掲げる事項を中心に、基本問題小委員会において、専門的な議論を行う。そのほか、近年の特別支援教育の重要性に鑑みて別途の有識者会議で議論されている特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討状況も踏まえつつ、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関して、必要な事項についても検討を行う。なお、これらの議論の内容を踏まえ、実現に向けた工程表についてもあわせて検討する。

### **1. 教師の養成に関する検討の方向性**

#### **（教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し）**

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる基礎的な資質能力として、大きく5つの柱（※）で再整理し、資質能力の具体的内容については、別添のとおり試案が示されるとともに、「新たな教師の学びの姿」として、目標や見通しを立て、学びを実践し、その成果を振り返るとともに、学校全体で共有す

るプロセス等が示されたところである。

※①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用

○教壇に立つ上で最低限の能力を公証するという教員免許の性格を前提として、上記の資質能力の内容や「新たな教師の学びの姿」、さらには教員養成フラッグシップ大学において取り組む学習観・授業観の転換を担う教師養成プログラムの具体的内容等を踏まえて、理論と実践を往還した教職課程を実現するための教育実習の実施時期・実施方法の見直し等について、学生の状況に応じた弾力的な運用にも配慮しつつ、教育実習における学習指導員等としての活動の位置付け等も含め、検討を行う。

#### (特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用)

○教職課程と大学等で展開される多様な授業科目を組み合わせて学修することにより、教壇に立つ上で最低限の能力に加えて、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野(※)に強みや専門性を持った人材を養成する取組を促進する方策(教育委員会や学校現場のニーズを踏まえたものとする方策や専門分野と同時に学修する教職課程の在り方、小学校高学年における教科担任制の推進等)についても検討する。

※データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理・教育相談、社会福祉、社会教育など

#### (教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化)

○多様化した教職員集団の中で中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院について、教員養成フラッグシップ大学での取組も踏まえて、その機能強化・高度化のための方策について検討する。

○特に、高度専門職業人としての教員養成の中核的な役割を担う教職大学院の全国的な整備が進んだことや「新たな教師の学びの姿」が示されたことを踏まえ、学部と教職大学院との連携・接続の在り方や、教職の高度化に向けた教育委員会との連携協働の在り方について検討する。

### (教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進)

- 教師の養成・採用の一貫性を重視した質の高い人材確保の観点から、教職大学院も含め、大学等における学修成果について、教育委員会における採用選考において適切に評価されることが重要である。
- そのために、大学等における学生の成績評価に関する理解を深める場として、教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会を活用することも有効と考えられる。教育委員会から大学等における成績評価に関する理解を得ることにより、大学等における学修成果を、採用選考の場面のみならず、入職後の研修内容に反映させたり、現職教師が教職大学院での学びを修了した後の処遇やキャリアパスなどに反映させたりすることも期待され、こうした在り方の促進方法についても検討する。
- 教職人材の高度化と計画的な教員採用の観点から、大学（教職大学院）と教育委員会との一層の連携促進により、教職大学院における理論と実践の往還を重視した学びと入職初年度におけるOJTや研修との更なる円滑な接続に向けた取組を進めていくことが重要であることから、教職大学院修了者に対する教員採用の特別選考や初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の内容の弾力化などの先進的な取組も踏まえつつ、その充実方策について検討する。

## **2. 教師の採用に関する検討の方向性**

### (教職への志望動向に関する実態把握)

- 教職課程を履修したものの何らかの理由で免許状取得を断念した者や採用試験を受験しなかった者などについて、学生の教職への志望動向に関する調査の結果などを踏まえ、阻害要因等を分析し、対応を検討する。

### (人物重視の多面的な採用選考)

- 筆記試験、実技試験、面接試験等による受験者評価の方式に限らず、大学等における学修成果など過去の一定期間を通じた実績に基づく丁寧な受験者評価

を行うことは、人物重視の多面的な採用選考の観点から有効と考えられる。

- 教育公務員特例法第 22 条の 5 に規定する協議会や教員育成指標の仕組みを実質化する取組の 1 つとして、教育実習をはじめとした大学等における学修成果を活用した教員採用選考の実施を検討している教育委員会の取組について、その実効性や留意点、今後の更なる展開などについて検討する。

#### **(教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方)**

- 受験時期の早期化や受験ルートの複線化（例えば、一定の者に大学 3 年時に一次試験を受験可能にする、特定の専門性を重視した特別選考を促進するなど）も含めて、教育・教職に対する熱意を有する優れた人材の確保に資する教員採用選考の在り方について検討する。

#### **(効果的・効率的な教員採用選考試験の実施)**

- 教育委員会のニーズ等も踏まえつつ、教員採用選考試験の共通問題の在り方について、教職員支援機構を中心に、都道府県・政令市教育委員会等の任命権者との協議の場を設けるなど、その具体化に向けた検討を進める。その際、教師に求められる資質能力の再定義を踏まえつつ、単なる知識・技能を問うものにとどまらない、思考力・判断力・表現力等を働かせる問題内容の在り方についても検討する。

### **3. 社会人等の登用促進に関する検討の方向性**

- 教壇に立つ上で最低限の能力を公証するという教員免許の性格等を改めて確認した上で、質の高い教職員集団を実現するために、学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者に対する教員免許の在り方について検討する必要がある。
- このため、多様な経験や専門性を有する人材を教職へ迎え入れる教育職員免許法上の制度として設けられている特別免許状制度、特別非常勤講師制度、教員資格認定試験について、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて多様な専

門性を有する質の高い教職員集団を構築する観点から、複線化された入職ルートとして、より一層機能させていく必要がある。

- 特別免許状制度については、例えば、スポーツや文化芸術における優秀な活動実績を有する者や専門的な研究を行ってきた博士号等の学位保有者などをはじめとする専門的な知識・技能を有する者への授与が積極的に行われるように、その実態把握や好事例の収集を行いつつ、例えば、①学校現場に参画しようとする者の専門性に対応できるよう授与教科区分を見直すことや、②そのような者にとって、免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準を透明化することを検討する。また、都道府県教育委員会が自らイニシアティブを取って授与が行えるようにすることも検討する。
- 教科横断的なプログラミング教育やグローバルな人材育成を目指した教育課程などが編成・実施される中で、特定分野の専門性を有する人材を幅広く迎え入れていく観点から、教科の領域の一部（例：教科「外国語」の中の英会話など）を担当する非常勤の講師については免許状を要しないという特別非常勤講師制度について、例えば、「非常勤」という勤務要件の在り方を検討するなど、このような人材が学校現場で更に活躍しやすく、働きやすい制度にしていくことを検討する。
- 社会人等に試験の合格により免許状取得の道を開く仕組みであり、現在、一部の学校種等（幼稚園・小学校の二種免許状、特別支援学校自立活動の一種免許状）について実施されている教員資格認定試験について、今後、教師に求められる資質能力の再定義を踏まえて検討することとなる教職課程（カリキュラム）等の在り方の検討を踏まえつつ、例えば、試験区分をニーズの高い他の学校種・教科にも拡大するとともに、実務経験を加味して一部試験免除を行うなど、社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しに着手していくことを検討する。
- あわせて、教師を採用する任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるような環境整備も検討する（例えば、教職の基礎的な知識・技能を習得するための免許状未取得者向けプログラムの開発など）とともに、任命権者である教育委員会等や、多様な専門性を持ち、学校での勤務を希望する社会人等のニーズも踏まえつつ、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた検討を進める。

#### **4. 教師の研修に関する検討の方向性**

##### **(新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備)**

- 『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）（令和3年11月15日中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会）で示された新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教師に求められる資質能力の再定義も踏まえつつ、教育公務員特例法第22条の2に基づく教師の資質能力の向上に関する指針の改正や、校外研修・講習のほか、校内研修や授業研究に代表される教師同士の学び合いによって得られる気づきなどの「現場の経験」を重視した学びを含む職能開発に関する校内推進体制の整備、審議まとめに言及されている研修受講履歴管理システム（仮称）（多様な内容・スタイルの学びを記録し、振り返ることができるポートフォリオ機能などを備えることも想定）や3つの仕組みなど必要な環境整備も含め、諸施策を検討する。

##### **(学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化)**

- 学校組織のリーダーであり、校務をつかさどり、所属職員を監督する「校長」に求められる資質能力について、教職の延長線上のキャリアステージというだけではなく、「校長」という別の職であることを再認識することが重要である。
- その上で、本特別部会における議論を踏まえて示された新たな時代における校長に求められる役割や資質能力について、校長の選考の実施と校長の教員育成指標との整合性の確保の観点も含め、校長の教員育成指標の策定に当たり各任命権者が参酌することとなる大臣指針に盛り込むことを検討する。



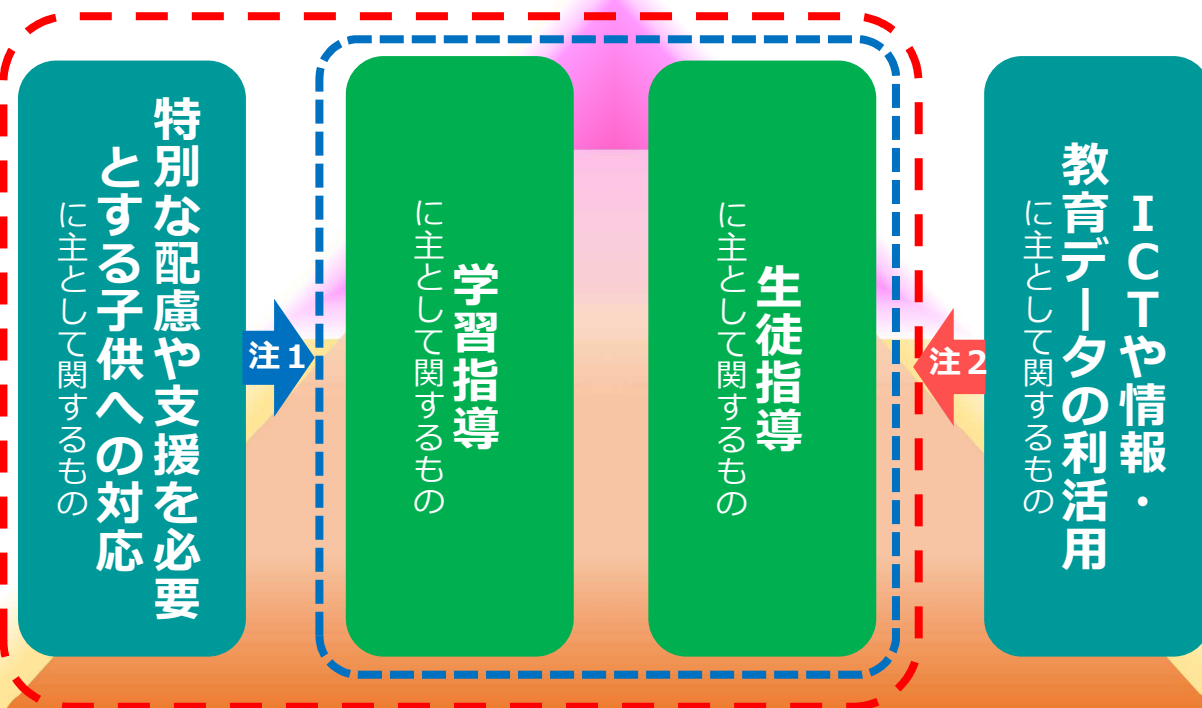
# 資質能力の構造化の試案（イメージ） —資質能力の大枠—

## 資質能力の大枠の構造化イメージ

教職に必要な**基盤的な部分**と基盤的な資質能力を基にさらに**高度化していく部分**の2層構造で整理できるのではないか。

現職研修や  
免許状の上進  
を含む学びの  
深化により  
高度化する部分

基礎免許で担保すべき  
基盤的な資質能力



注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

# 資質能力の構造化の試案（イメージ）

## 資質能力の観点と具体的内容（基礎的な能力記述）の構造イメージ①

大くくり化した資質能力の観点

（教員免許で担保すべきと考えられる）基礎的な能力記述文の例

### 教職に必要な素養

に主として関するもの

- ・ 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・サービス等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・ 豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・ 学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・ 自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・ 子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

※ マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在している

注）基礎的な能力記述文の項目数や分量は、当該能力を身に付けるために必要な学修量と必ずしも比例するものではない。

# 資質能力の構造化の試案（イメージ）

## 資質能力の観点と具体的内容（基礎的な能力記述）の構造イメージ②

大きくくり化した資質能力の観点

（教員免許で担保すべきと考えられる）基礎的な能力記述文の例

### 学習指導

に主として関するもの

- ・ 関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・ カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・ 子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・ 各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

※ マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在している

注）基礎的な能力記述文の項目数や分量は、当該能力を身に付けるために必要な学修量と必ずしも比例するものではない。

# 資質能力の構造化の試案（イメージ）

## 資質能力の観点と具体的内容（基礎的な能力記述）の構造イメージ③

大きくり化した資質能力の観点

**生徒指導**  
に主として関するもの

（教員免許で担保すべきと考えられる）基礎的な能力記述文の例

- ・ 子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・ 生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・ 教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・ キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・ 子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

※ マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在している

注）基礎的な能力記述文の項目数や分量は、当該能力を身に付けるために必要な学修量と必ずしも比例するものではない。

# 資質能力の構造化の試案（イメージ）

## 資質能力の観点と具体的内容（基礎的な能力記述）の構造イメージ④

大くくり化した資質能力の観点

（教員免許で担保すべきと考えられる）基礎的な能力記述文の例

**特別な配慮や支援を  
必要とする子供への対応**  
に主として関するもの

- ・ **特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。**

**ICTや情報・教育データの  
利活用**  
に主として関するもの

- ・ 学校におけるICTの活用の意義を理解し、**授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。**
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、**児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用**することができる。

※ **マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働**などが横断的な要素として存在している

**基礎的な資質能力≒養成段階で身に付けるべき資質能力の能力記述文を踏まえ、  
小委員会等で新たな教職課程の目標・科目・内容を検討**

※入職後におけるキャリアステージごとの資質能力（能力記述文）は、教育委員会が教員育成指標により大学等と協働して策定

注）基礎的な能力記述文の項目数や分量は、当該能力を身に付けるために必要な学修量と必ずしも比例するものではない。